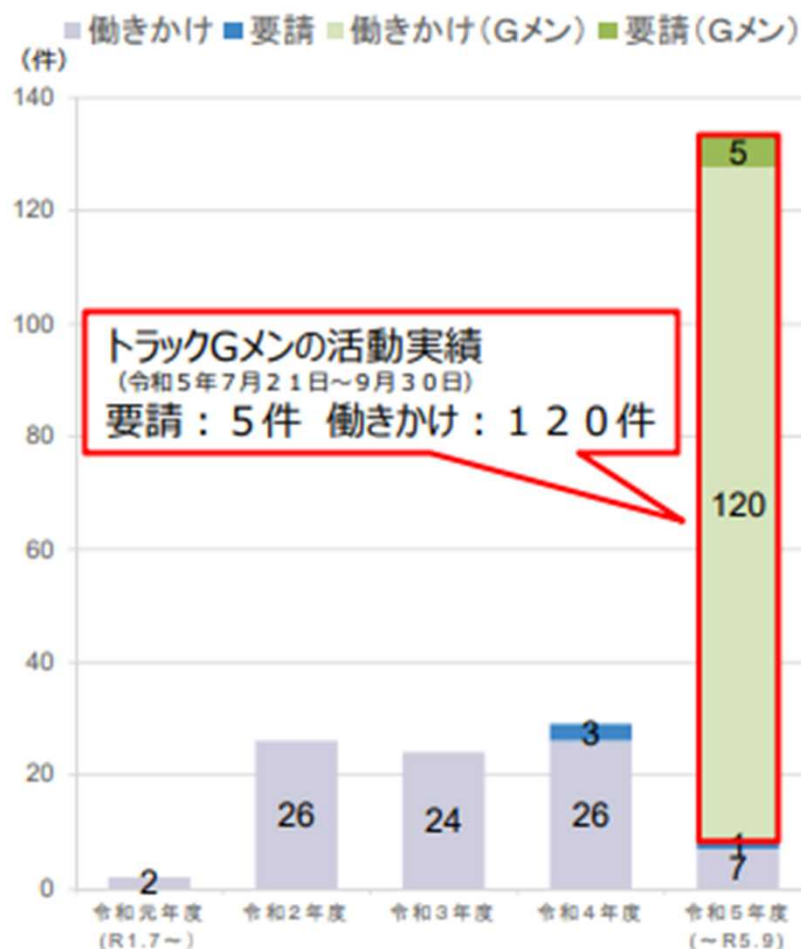


最近のトピック（国土交通省報道発表等）

「トラックGメン」の活動実績と今後の活動

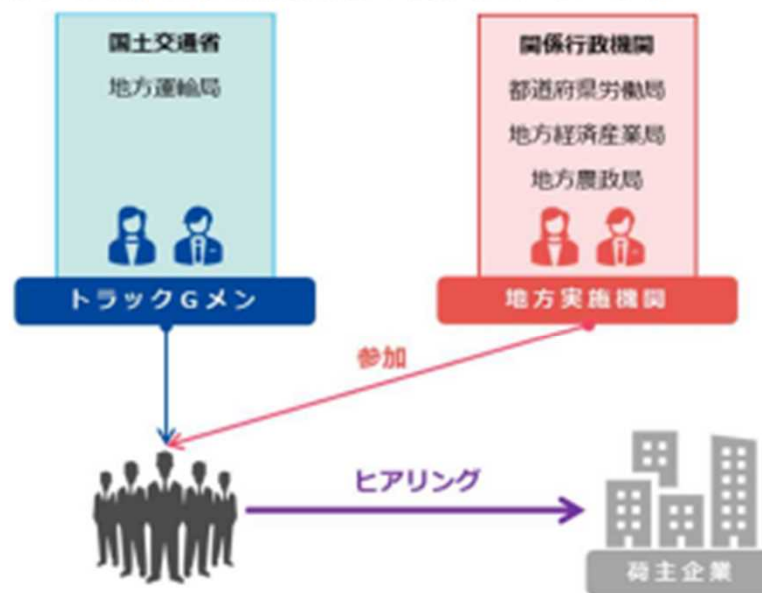
- トラックGメン発足後、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」を120件、「要請」を5件実施。
- 今後、国土交通省と厚生労働省の「荷主特別対策担当官」をはじめとする関係行政機関の地方実施機関（経済産業局、農政局、労働局）と連携し、荷主企業に対し、合同ヒアリングを実施。
- また、全トラック事業者に対し、荷主による違反原因行為の実態を把握するための調査を実施し、11月～12月を「集中監視月間」と位置付け、「働きかけ」、「要請」、「勧告・公表」を集中実施。

トラックGメンの活動実績



今後のトラックGメンの活動

【荷主に対する関係行政機関との合同ヒアリング】



【「集中監視月間」の実施】

トラック事業者へ
荷主による違反原因
行為の調査



集中監視月間
(11月～12月)

調査の結果を踏まえた
「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の
集中実施

中小トラック運送事業者向け支援事業のお知らせ

テールゲートリフター等導入、予約受付システム等の導入、業務効率化・経営力強化、人材確保・育成を支援します（申請〆切：11月30日（木））。

テールゲートリフター等 導入支援事業



予約受付システム等の導入支援事業

（予約受付システムの導入）



（動態管理システムの導入）



※上記のほか、A S N、受注情報事前確認、パレット等管理、配車計画の各システム導入が支援対象

業務効率化・経営力強化事業

（原価管理システムの導入）



（M&A・事業承継）



人材確保・育成事業

（セミナーの開催・参加）



（免許・資格取得）



中小トラック運送事業者向け支援事業のお知らせ

補助対象導入支援事業

中小トラック運送事業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業者）が次の期間内に実施し、支払いを完了した以下の事業

- ア. B：導入・実施及び取得前申請の場合、交付決定日から令和5年12月31日までの期間（但し、支払いは令和6年1月31日までの期間）
- イ. A：導入・実施及び取得後申請の場合、令和4年11月8日から申請日（令和5年11月30日まで）までの期間

1. 【予約受付システム等の導入支援事業】

種類	導入形態	【人材確保・育成事業】機能等
① 予約受付システム	クラウドサービス利用	トラック事業者の事業所・運転者等がトラックの積卸施設への到着予定時間を、電子的な方法により事前に予約することができるシステムであること
② ASNシステム		納品予定の商品詳細や賞味期限等の納品情報（事前出荷情報）について、電子的な方法により発荷主から着荷主に事前に伝達することができるシステムであること
③ 受注情報事前確認システム		発荷主の受注情報について、電子的な方法により発荷主がトラック事業者に事前に共有することができるシステムであること
④ パレット等管理システム		トラックの積卸施設又はトラック輸送の過程において、電子的な方法により荷物情報又は位置情報等を取得することにより、パレット等を管理することができるシステムであること
⑤ 配車計画システム		予め登録した配送情報を基に、納品先までの効率的な配送ルート等の自動作成を可能とするシステムであること
⑥ 車両動態管理システム※	デジタコ機器購入	車両の位置情報を把握できる車載端末を車両に搭載し、取得情報に関して運行中にデータ通信による送受信を行うことにより、車両の運行管理を行うことができるシステムであること。以下の情報を取得できるデジタコとの連動を必須とする ・1運行の中での瞬間速度、走行距離、走行時間 ・時間情報 ・車両動態管理に必要となるGPS位置情報 ※⑥は、①～⑤いずれかのシステムとの同時導入（重複申請）が必要

2. 【業務効率化・経営力強化事業】

種類	導入形態	機能等
⑦ 原価管理システム	クラウドサービス利用	貨物運送に係る原価計算や分析、原価管理等を行うためのもの
⑧ M&A・事業承継		M&A支援機関登録制度に登録されたM&A専門業者（仲介業者、フィナンシャルアドバイザー）、金融機関、商工団体、士業等専門家、M&Aプラットフォームのいずれかのマッチング支援を受け完了した株式譲渡による事業継承

3. 【人材確保・育成事業】

種類	導入形態	機能等
⑨ 人材採用活動		人材確保を目的とした次のいずれかの事業であること ア. セミナー等の開催または参加 イ. HPの作成・改修又はPR資料の作成
⑩ 大型免許・けん引免許・フォークリフト運転資格		従業員の次の運転免許等取得費用を負担するもの ア. 大型自動車第一種免許 イ. けん引自動車運転免許 ウ. フォークリフト運転資格 エ. 特例教習（アとの重複申請が必要）

詳しくは、補助金執行団体「全日本トラック協会」のHPをご覧ください。

https://jta.or.jp/member/shien/tgl2023keiei_top.html



「ホワイト物流」推進運動セミナー」を開催します！

国土交通省では、「ホワイト物流」推進運動の更なる推進のため、「**ホワイト物流**」推進運動 **セミナー**」を開催します。オンラインセミナーのため、どこからでもお気軽にご参加いただけます！

※ホワイト物流推進運動については後ほど詳しくご説明します。

各回共通のコンテンツ

- ・「ホワイト物流」推進運動の紹介（動画）
- ・我が国の物流の革新に向けた取組みの動向（国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課）
- ・改善基準告示の改正と発注者等への要請 2024年4月適用の時間外上限規制、改正改善基準告示のポイントと監督署が行う発注者等への要請、各種支援を紹介（厚生労働省）

各回独自のコンテンツ（講演）

第1回：10月19日（木）13:00～15:55 **終了**

- ・ホワイト物流を推進する中で出来た働き方改革と今後の課題（株式会社フードレック）
- ・八大株式会社のDXによる働き方改革（八大株式会社）

第2回：11月9日（木）13:00～15:55

- ・働き方改革の実現とコンプライアンスの徹底でCS・ES・FS（家族の満足度向上）の達成へ（新雪運輸株式会社）
- ・ホワイト物流を推進する中で出来た働き方改革と今後の課題（株式会社フードレック）

第3回：12月7日（木）13:00～15:55

- ・トラック待機時間・倉庫終了時間の削減取組みについて（タカスタンダード株式会社）
- ・DFL思考×包装デザインアップデートによる顧客評価共創（SBS 東芝ロジスティクス株式会社）

第4回：1月26日（金）13:00～15:55

- ・皆で運ぶ物流の未来（仮）（NEXT Logistics Japan 株式会社）

第5回：2月15日（木）13:00～15:55

- ・「ステークホルダーとの相互理解」「運転手ファースト」で取り組むホワイト物流（もりか運送株式会社）

第6回：3月7日（木）13:00～15:55

- ・輸送事業の課題解決に向けて～「DX」による事故未然防止と業務効率化・法規制強化への取り組み～（ロジスティード株式会社）



「ホワイト物流」推進運動セミナーを開催します！

修正前

国土交通省では、「ホワイト物流」推進運動の更なる推進のため、「**ホワイト物流**」推進運動 **セミナー**」を開催します。オンラインセミナーのため、どこからでもお気軽にご参加いただけます！

※ホワイト物流推進運動については後ほど詳しくご説明します。

各回共通のコンテンツ

- ・「ホワイト物流」推進運動の紹介（動画）
- ・我が国の物流の革新に向けた取組みの動向（国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課）
- ・改善基準告示の改正と発注者等への要請 2024年4月適用の時間外上限規制、改正改善基準告示のポイントと監督署が行う発注者等への要請、各種支援を紹介（厚生労働省）

各回独自のコンテンツ（講演）

第1回：10月19日（木）13:00～15:55 **終了**

- ・働き方改革の実現とコンプライアンスの徹底でCS・ES・FS（家族の満足度向上）の達成へ（新雪運輸株式会社）

第2回：11月9日（木）13:00～15:55

- ・働き方改革の実現とコンプライアンスの徹底でCS・ES・FS（家族の満足度向上）の達成へ（新雪運輸株式会社）

第3回：12月7日（木）13:00～15:55

- ・トラック待機時間・倉庫終了時間の削減取組みについて（タカスタンダード株式会社）
- ・ご講演題調整中（SBS 東芝ロジスティクス株式会社）

第4回：1月26日（金）13:00～15:55

- ・皆で運ぶ物流の未来（仮）（NEXT Logistics Japan 株式会社）

第5回：2月15日（木）13:00～15:55

- ・「ステークホルダーとの相互理解」「運転手ファースト」で取り組むホワイト物流（もりか運送株式会社）

第6回：3月7日（木）13:00～15:55

- ・輸送事業の課題解決に向けて～「DX」による事故未然防止と業務効率化・法規制強化への取り組み～（ロジスティード株式会社）

・セミナー参加申込みフォーム <https://white-logistics-movement.jp/seminar/>



11月は「下請取引適正化推進月間」です ～「見直そう」その一言で 救われる～



中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。本年度は以下の取組を行います。

1. 普及・啓発事業

(1) 下請取引適正化推進講習会の実施（公正取引委員会との連携事業）

オンライン（適正取引支援サイト）により、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底します。

適正取引支援サイト <https://tekitorisupport.go.jp/>

(2) 適正取引講習会（テキトリ講習会）の開催（中小企業庁独自事業）

発注側企業と受注側企業との適正な価格に基づく取引を推進するため、受注側企業の経営者・担当者を対象とした「価格交渉サポート」、発注側企業の購買・調達担当者も対象とした下請法の遵守に向けて、様々な取引事例や違反事例を中心に解説した「下請法」のオンライン講習会を開催いたします。

(3) 下請かけこみ寺の利用促進（中小企業庁独自事業）

「下請かけこみ寺」（全国48ヶ所に設置）では、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

下請かけこみ寺事業 | 公益財団法人 全国中小企業振興機関協会外部サイト
<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

(4) 広報誌等への掲載・掲示（公正取引委員会との連携事業）

- ・政府広報（新聞各紙、インターネット）
- ・ホームページ、メールマガジンを通じた広報
- ・都道府県や中小企業関係団体、事業者団体等の協力による機関誌等を通じた広報

2. 令和5年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語 （公正取引委員会との連携事業）

下請取引を行っている事業者に対し「下請取引適正化推進月間」を認知して頂くことを目的として、キャンペーン標語の一般公募を行ったところ、全国から409点の御応募がありました。その中から、公正取引委員会における厳正な審査の結果、入選作品5点を選定し、その中から、キャンペーン標語となる特選作品を決定しました。

キャンペーン標語は、下請取引適正化推進講習会テキストの表紙などに使用するほか、各種講習会で紹介するなどにより、事業者のコンプライアンス向上に資するよう幅広く活用します。

特選作品

「見直そう」その一言で 救われる

柴 秀雄（しば ひでお）さん

入選作品

繋げよう 発注者からの 協議の輪

青柳 婦美子（あおやぎ ふみこ）さん

発注者から積極協議で 高まる企業価値

野田 悟（のだ さとし）さん

発注者から 協議の提案 一歩前進 適正価格

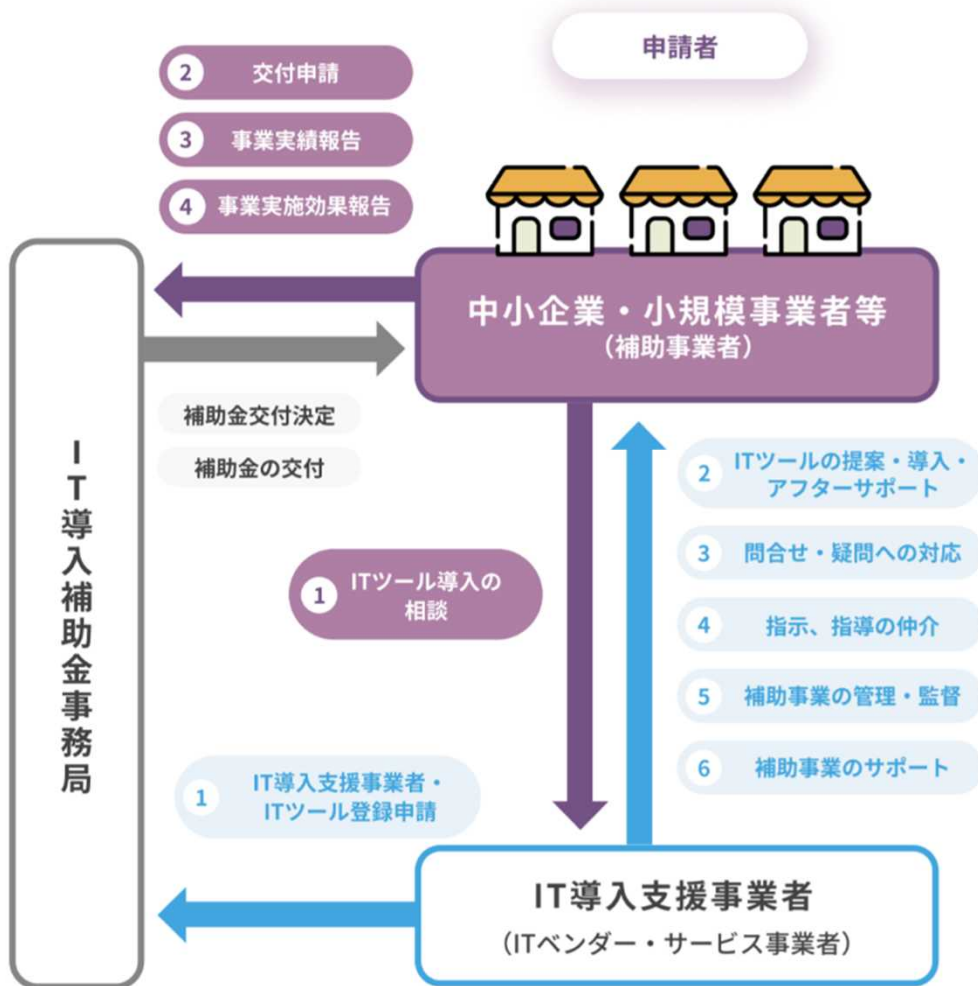
山野 大輔（やまの だいすけ）さん

IT導入補助金2023について



IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金です。
補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要となります。※複数社連携IT導入類型を除きます。

IT導入補助金のしくみ



交付申請〆切: 令和5年10月30日(月)のもの



通常枠 (A・B類型)

自社の課題にあったITツールを導入し、業務効率化・売上アップをサポート



セキュリティ対策推進枠

高まるサイバー攻撃事案の潜在リスクを踏まえ、サイバーインシデントが引き起こすさまざまなリスクの低減を支援します。



デジタル化基盤導入枠
(デジタル化基盤導入類型)

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに特化し労働生産性の向上をサポート



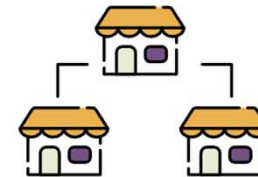
デジタル化基盤導入枠
(商流一括インボイス対応類型)

インボイス制度に対応した受発注システムが対象

交付申請〆切: 令和5年11月27日(月)のもの

デジタル化基盤導入枠
(複数社連携IT導入類型)

業務上つながりのある「サプライチェーン」や、特定の商圏で事業を営む「商業集積地」に属する複数の中小企業・小規模事業者等が連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取り組みを支援。



地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組みを支援

詳しくは専用HPをご覧ください。
「IT導入補助金2023」

<https://it-shien.smrj.go.jp/>



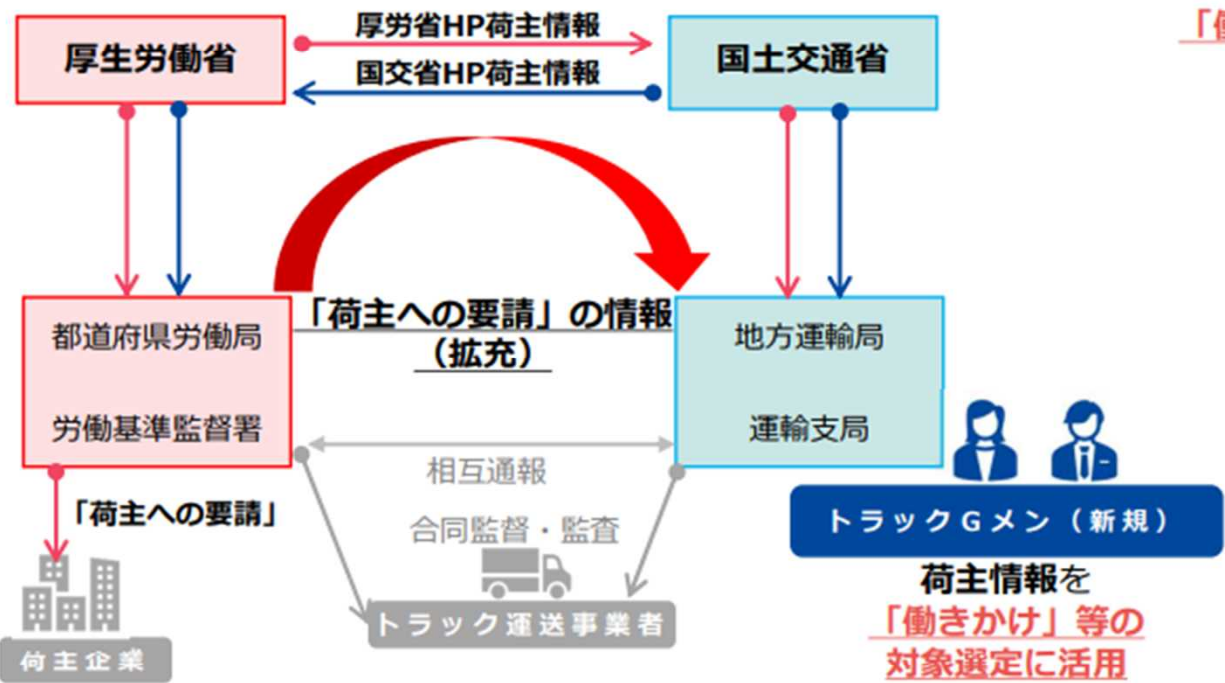
「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化

(令和5年10月～)

① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラックGメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



③ 「標準的な運賃」の周知強化

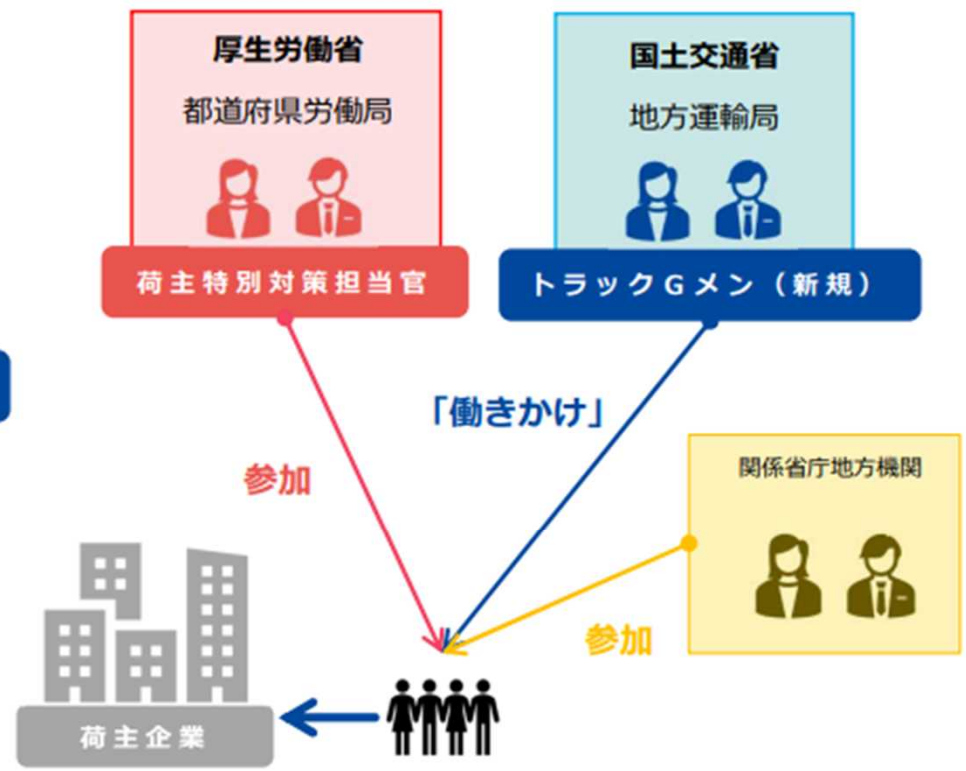
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- 国土交通省のトラックGメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

[実施期間 令和5年11月1日(水)から11月30日(木)までの1か月間]

過労死等防止対策については、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日策定、令和3年7月30日変更）に基づき取組を行ってきました。しかしながら、過労死等の件数は近年高止まりの状況にあり、また、平成31年4月1日から順次施行されている時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等にも適用されることから、引き続き、企業への法制度のきめ細かな周知等を通じ、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた機運の醸成を行う必要があります。

このため、厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

施策紹介

主な実施事項

（1）労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に対し「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。なお、都道府県労働局においても同様の取組を行います。

（2）労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が地域において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業やそれに協力する取引先企業等との意見交換を行い、当該企業の長時間労働の削減に向けた取組事例を収集するとともに、ホームページなどを通じて地域に紹介します。

（3）長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等 以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- i 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
- ii 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- i 時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ii 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- iii 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- iv 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 厳正な対応 監督指導の結果、重大・悪質な法違反が認められた場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反について是正勧告を受けた場合等は、ハローワークにおいて、一定期間求人を受理しません。また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うようご協力をお願いしています。

(4) 過重労働相談受付集中期間に、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

11月1日(水)から11月7日(火)までを「過重労働相談受付集中期間」とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署相談等の窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。(11月4日(土)、5日(日)は、労働条件相談ほっとライン【委託事業】のみの受け付けとなります。)

また、11月3日(金)に、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》
 電話番号：0120-794-713 (なくしましよ 長い残業 (フリーダイヤル))
 実施日時：令和5年11月3日(金) 9:00~17:00
 労働基準監督官が、相談に対する助言を行います。

厚生労働省では、過重労働相談受付集中期間を含め、下記の窓口にて労働相談等に対応する体制を設けています。過重労働等に関する悩みや疑問がありましたらご連絡ください。

ア 最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署 (開庁時間 平日 8:30~17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

0120-811-610 (はい! ろうどう (フリーダイヤル) 相談受付時間: 月~金17:00~22:00、土日・祝日 9:00~21:00)

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します

- 01 労使の主体的な取組を促します
- 02 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
- 03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します
- 04 労働相談を実施します
- 05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

11月1日(水)~7日(火) 11月3日(金) 9時~17時

0120-794-713

0120-811-610

この機会に一度、**「自身の労働時間を見つめ直してみましよう。」**

11月「**過労死等防止啓発月間**」に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します!

11月1・2・3・6・7日、**過重労働相談受付集中期間**です

0120-794-713

0120-811-610

毎年11月は「**過労死等防止啓発月間**」です

「**過労死等防止対策推進法**」では、11月を「**過労死等防止啓発月間**」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、重中程度の周知・啓発等に取り組むこととしています。

長時間労働が健康に与える影響は?

長時間になると、健康被害の発生リスクが高くなります。

「**働き方・休み方改善ポータルサイト**」

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

過重労働による健康障害を防止するために

- 01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。
- 02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
- 03 労働時間等の設定を改善しましょう。
- 04 労働者の健康状態に係る措置を徹底しましょう。

健康被害のリスクを抑制するための目安

健康被害のリスク	健康被害のリスク
健康被害のリスク	健康被害のリスク

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月~1月を中心に全国でオンラインまたは会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します。(無料でどなたでも参加できます。) セミナーHP <https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

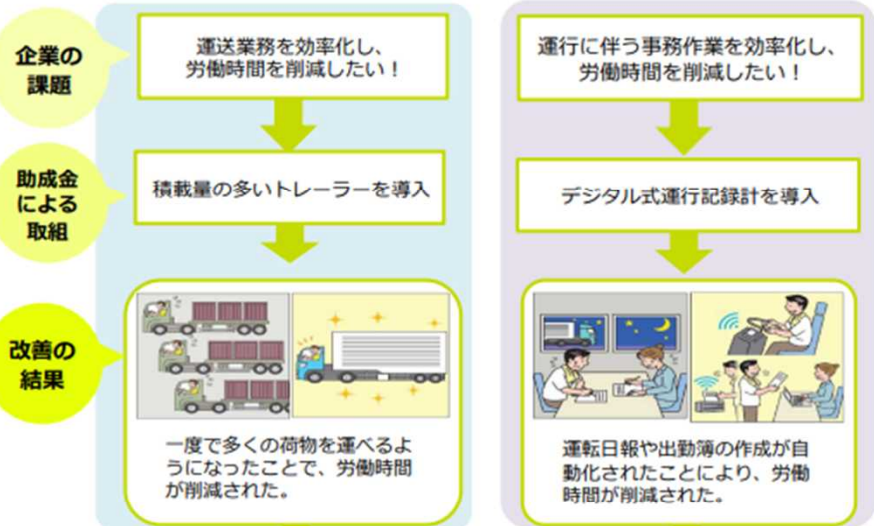
働き方改革推進支援助成金について

[申請〆切 令和5年11月30日(木)まで]

令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（運送業）のご案内

令和6年4月1日から、自動車運転の業務にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別による助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出
(締切: 11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
(事業実施は、令和6年1月31日(水)まで)

労働局に支給申請
(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月9日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2023.4)

適用猶予業種等対応コース（運送業）の助成内容

対象事業主

- 以下のいずれにも該当する事業主です。
- 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。
 - 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
 - 交付申請時点で、36協定を締結していること。
 - 下記「成果目標」②を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。(※2) など(※3)

- (※1) 中小企業事業主の範囲
以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。
・資本または出資額が3億円以下
・常時使用する労働者が300人以下
- (※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。
- (※3) その他の要件についてはお問い合わせください。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※4)
 - ② 労働者に対する研修(※4)、周知・啓発
 - ③ 外部専門家によるコンサルティング
 - ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ⑤ 人材確保に向けた取組
 - ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※5)
 - ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※5)
- (※4) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。
- (※5) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を削減させること。
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② 9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。
(新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの資金額を3%以上または、5%以上で資金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。
【助成額最大880万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～2の上限額及び3の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※6) (※6) 常時使用する労働者が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

2. 成果目標②の上限額

(新規導入に該当するものがある場合)

休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	100万円
11時間以上	150万円

(適用範囲の拡大・時間延長のみの場合)

休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	50万円
11時間以上	75万円

(※7) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

3. 資金引き上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

(2023.4)